五の六十八・五の六十九	（略）
六～十一の二	（略）
十一の三	イデュルスルファーゼ　ベータ及びその製剤
十一の四～十一の三十四	（略）
十二～二十六の九	（略）
二十六の十	［二］―［（五―クロロ―二―［二］―メトキシ―四―［四］―（四―メチルピペラジン―一―イル）ピペリジン―一―イル］アニリノ］ピリミジン―四―イル）アミノ］フエニル］ジメチル―λ[5]―ホスフアノン（別名ブリグチニブ）及びその製剤
二十六の十一～二十六の四十七	（略）
二十七～百十の二十	（略）
百十の二十一	（三R）―三―ベンジル―N・N′・N″―トリメチル―一―（二―メチルアラニル―D―トリプトフイル）ピペリジン―三―カルボヒドラジド（別名アナモレリン）、その塩類及びそれらの製剤
百十の二十二～百十の二十三	（略）
百十一～百三十三の七	（略）
百三十三の八	一―［六―（モルホリン―四―イル）ピリミジン―四―イル］―四―（一H―一・二・三―トリアゾール―一―イル）―一H―ピラゾール―五―オラート（別名モリデユスタット）、その塩類及びそれらの製剤
百三十三の九	（略）
百三十四～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～十七	（略）
十八	四―［八―アミノ―三―［（二S）―一―（ブタ―二―イノイル）ピロリジン―二―イル］イミダゾ［一・五―a］ピラジン―一―イル］―N―（ピリジン―二―イル）ベンズアミド（別名アカラブルチニブ）及びその製剤

五の六十五・五の六十六	（略）
六～十一の二	（新設）
十一の三～十一の三十三	（略）
十二～二十六の九	（新設）
二十六の十～二十六の四十六	（略）
二十七～百十の二十	（新設）
百十の二十一～百十の二十二	（略）
百十一～百三十三の七	（新設）
百三十三の八	（略）
百三十四～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～十七	（略）
	（新設）

十九～七十二	（略）
七十三	［二］―［（五―クロロ―二―［二］―メトキシ―四―［四］―（四―メチルピペラジン―一―イル）ピペリジン―一―イル］アニリノ］ピリミジン―四―イル）アミノ］フエニル］ジメチル―λ[5]―ホスフアノン（別名ブリグチニブ）及びその製剤
七十四～二百	（略）

十八～七十一	（略）
	（新設）
七十二～百九十八	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。